

令和5年4月

お客様各位

## キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

いつも熊本県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、キャッシュカードによるお振込みに不慣れなお客様を、ATMコーナーに巧みに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺被害からお客様をお守りするための対応として、70歳以上のお客さまのキャッシュカードによるお振込みの利用を、一部制限させていただいております。

今般、70歳未満の詐欺被害者が増加している状況であることから、熊本県警等からの要請も踏まえ、対象年齢を次のとおり変更することとしましたのでお知らせいたします。

対象のお客様には、ご不便をおかけしますが、大切な預金をお守りするための対応として、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 対象のお客様（①②両方とも該当する方）

① 65歳以上

② 過去3年以上キャッシュカードでお振込みの利用がないお客様

### 2. 制限の内容

キャッシュカードでの振込が1,000円までとなります。

※キャッシュカードでの「お引出し」・「ご入金」は、いままでどおりご利用できます。

### 3. 対応開始日

令和5年5月1日（月）

### 4. 取引制限を解除される場合

解除を希望されるお客様は、お取引店窓口にお申出ください。

お振込みが可能となるお手続きをとらせていただきます。

お手続きには、キャッシュカードのほか、お届印、ご本人を確認できる書類が必要となります。詳しくは窓口におたずね下さい。

以上

熊本県信用組合